

令和3年7月9日

関係団体 御中

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力のお願について

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年7月8日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置が令和3年8月22日まで延長されました。それを受け、令和3年7月8日に県対策本部会議を開催し、7月12日から措置区域を横浜市、川崎市、相模原市、厚木市とし、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

措置区域内の飲食店等に対しては、法第31条の6第1項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮、酒類は原則提供停止を要請します。ただし、「マスク飲食実施店」の認証を得ている飲食店等では、7月12日以降、酒類の提供が可能です。(詳細は別添「飲食店等の事業者のみなさまへ」を参照)

その他区域の飲食店等に対しては、8月22日までの間、法第24条9項に基づき、5時から21時までの営業時間短縮、酒類を提供する場合は11時から20時までとするようお願いいたします。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきますので加盟団体への周知をお願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ
- 4 飲食店等の事業者のみなさまへ

問合せ先

スポーツ局スポーツ課

施設グループ 中村

045-285-0795 (内線 2925)

知事メッセージ

本日、国は、本県に適用されていた「まん延防止等重点措置」を、8月22日まで延長しました。

本県の新規感染者は、県が再度、酒類の提供停止の要請を検討する基準としていた、「1週間平均で1日あたり230人」を、本日超えました。

また、今回の延長は、夏休みやオリンピックの時期と重なりますので、これまで以上に警戒を強める必要があります。

県民・事業者の皆さんには、4度目の重点措置の延長となり、さらにご負担をおかけすることは大変心苦しいですが、皆さんご自身や大切なご家族、仲間のいのちを守るため、改めて、次の事項を要請します。

(事業者の皆さんへ)

- 7月12日以降、まん延防止等重点措置を行う区域(措置区域)は、「横浜市」「川崎市」「相模原市」「厚木市」とします。
- 措置区域内の飲食店等は、5時から20時まで営業時間を短縮してください。
また、酒類の提供を終日停止してください。ただし、県がマスク飲食実施店として認証した店舗は除きます。
- マスク飲食実施店の認証を得ていない店舗は、7月31日までに申請いただければ、その翌日から酒類の提供を可能とします。ただし、後日の審査で、認証されなかった場合は、酒類の提供は停止とし、協力は交付しません。
- 措置区域以外の飲食店等は、5時から21時まで営業時間を短縮してください。
今後、新たに措置区域になった場合は、酒類提供はマスク飲食実施店が条件となりますので、早めに、認証申請を行ってください。

(県民の皆さんへ)

- 生活に必要な場合を除いて、引き続き、県域を跨ぐ移動は控え、外出を自粛してください。夏休みやお盆の時期を迎えますが、感染拡大の要因となりますので、旅行や帰省は慎重に判断してください。
- 県民の皆さん一人ひとりが、生活のあらゆる場面で、M(適切なマスク着用)・A(アルコール消毒)・S(アクリル板等でしゃ蔽、接触はショートタイム)・K(距離と換気)の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 感染防止対策取組書の掲示がない店の利用や、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは絶対に避けてください。また、外食する際は、昼夜を問わず、短時間にしていただき、マスク飲食を徹底してください。

県は、感染拡大を防ぐため、抗原検査キットを症状のある方に使っていただくよう、試行的に配布する事業に着手します。

今回の措置期間は、1 か月以上にわたる長期間となります。国は、感染状況が改善すれば、前倒しでの解除もあり得るとしていますので、1 日でも早く、まん延防止等重点措置を解除できるよう、心を一つにして、徹底した感染防止対策をお願いします。

引き続き、県民、事業者の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

令和3年7月8日

神奈川県知事 黒岩 祐治

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和3年4月16日制定

令和3年4月24日改定

令和3年5月8日改定

令和3年5月28日改定

令和3年6月18日改定

令和3年7月8日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年4月20日～8月22日

2 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市（4月20日から）

厚木市（4月28日から）

3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、その他の地域においては、法第 24 条第 9 項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請する。
- 法第 24 条第 9 項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

措置区域 横浜市・川崎市・相模原市（4月20日から） 厚木市（4月28日から）	その他区域
<p>営業時間の短縮等（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は 5時から 20時まで ・<u>原則、酒類の終日提供停止（酒の持込み含む）</u> <u>但し、「マスク飲食実施店」又は7月11日までに</u> <u>に認証申請を行った店舗を除く</u> <u>（7月11日までに「マスク飲食実施店」の認証</u> <u>申請を行えなかった店舗で、7月31日までの</u> <u>間に、「マスク飲食実施店」の認証申請を行っ</u> <u>た場合には、その認証申請を行った翌日以降、</u> <u>酒類の提供を可能とする。）</u> <p style="text-align: center;">〔<u>「マスク飲食実施店」が、酒類の提供する</u> <u>際の条件</u> <u>・酒類の提供時間を 11時から 19時まで</u> <u>・酒類提供店の滞在時間（90分以内）、</u> <u>・人数（1組4人以内、同居家族）</u>〕</p>	<p>営業時間の短縮等（法第 24 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は 5時から 21時まで ・酒類の提供は 11時から 20時まで <p style="text-align: center;">〔但し、酒類提供店の滞在時間（90分以内）、 人数（1組4人以内、同居家族）、 感染防止対策の基本4項目の遵守※ を酒類提供の条件とする。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 手指の消毒設備の設置 ※ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ※ 施設の換気 ※ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保

<p>まん延防止等の措置（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保 ・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置 	<p>まん延防止等の措置（法第 24 条第 9 項）</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
<p>必要に応じて以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じない事業者への命令（法第 31 条の 6 第 3 項） ・ 要請・命令時の公表（法第 31 条の 6 第 5 項） ・ 命令のための立入検査等（法第 72 条） ・ 命令違反等に対する過料（法第 80 条） 	
<p>全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項）</p>	

イ その他の施設への対応

- 法施行令第11条第1項に規定する施設については、時短営業等について要請又は働きかけを行う。

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	1000平米超：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催以外の場合は20時まで ※映画館の上映は5時から21時までの営業時間短縮要請（1000平米超）又は働きかけ（1000平米以下）	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 入場整理等の働きかけ	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催の場合は21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 入場整理等の働きかけ	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	入場整理等の働きかけ	

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 家電量販店 など	1000平米超：5時から20時まで の営業時間短縮要請（但し生活 必需物資を除く）	5時から21時までの営業時 間短縮働きかけ（但し生活必 需物資を除く）
	1000平米以下：5時から20時ま での営業時間短縮働きかけ（但 し生活必需物資を除く）	
入場整理等の働きかけ		
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等に おける遠隔授業も活用した学修者本位の 効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、 クリーニング店 など	酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ	

※1 入場整理等の働きかけ：入場整理及びカラオケ設備使用自粛、酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ等

※2 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する

- 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

措置区域 横浜市・川崎市・相模原市（4月20日から） 厚木市（4月28日から）		その他区域								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等 </td> <td rowspan="2">5,000 人</td> </tr> <tr> <td> 100%以内 （席がない場合は適切な間隔） </td> </tr> <tr> <td> 歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等 </td> <td rowspan="2">5,000 人</td> </tr> <tr> <td> 50%以内 （席がない場合は十分な間隔） </td> </tr> </tbody> </table>		収容率	人数上限	歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	5,000 人	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	5,000 人	50%以内 （席がない場合は十分な間隔）	
収容率	人数上限									
歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 （雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	5,000 人									
100%以内 （席がない場合は適切な間隔）										
歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	5,000 人									
50%以内 （席がない場合は十分な間隔）										
営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から21時まで	営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は5時から21時まで									
・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項） ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ ・ <u>酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ</u>										

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

カ 高齢者施設等への要請

- 高齢者施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、県又は保健所設置市が行う施設従事者への P C R 検査等の受検を促すよう要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3（2）ア及びイの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。
- 3（2）アについては、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨、カラオケ設備提供の終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

6 医療提供体制の確保等の取組

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

8 その他

- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。